

『知的財産法入門』訂正票

ISBN 14444-6
2013（平成 25）年 4 月

本書UNIT 3掲載のCASE 3の考え方に一部誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

○48頁20行目

〔誤〕

A教授はその発明の内容を守秘義務を負わない友人Bに話したため、同発明が公知となってしまう、新規性が否定され、特許を受けることができないというべきである。

〔正〕 ※訂正箇所は下線部分

A教授はその発明の内容を守秘義務を負わない友人Bに話したため、同発明が公知となってしまう、新規性が否定される。そのため、後述する新規性喪失の例外の適用を受けなければ、特許を受けることができないというべきである。

○62頁4行目末尾

〔誤〕

また、新規性喪失の例外にも該当しない。したがって、A教授は特許を受けることができない。

〔正〕

しかし、これは発明内容が特許を受ける権利を有する者の行為に起因して公知になった場合に該当し得るので、A教授は新規性喪失の例外の適用を受ければ、特許を受けることができる。